

「青少年の家の廃止に伴う周辺公共施設の利用方法等説明会」における意見・質問と市の回答一覧

令和5年7月末時点

施設名	日時	カテゴリ	意見・質問	回答 (当日回答できなかった部分等について、一部補足しています。)
浦 賀	7月22日 10時		参加者なし	
鴨 居	7月22日 14時	個人利用(居場所機能)	鴨居コミュニティセンターの使い方は変更となるのか。	現状は今までと同じ使い方となります。
鴨 居	7月22日 14時	個人利用(居場所機能)	鴨居コミュニティセンターの中にも憩いのスペースを作ってほしい。	鴨居老人デイサービスセンターの廃止が検討されており、廃止となった際は、その跡地スペースの活用方法について検討したいと考えています。
鴨 居	7月22日 14時	その他	卓球台を処分するのであれば、町内会館に置きたいので譲ってほしい。	個人に譲ることは難しいと思いますが、町内会に譲れるかどうかは確認して後日個別に回答します。
鴨 居	7月22日 14時	放課後児童対策	放課後児童クラブは、利用料金を下げることはできないのか。居場所機能が学区外になることから、利用料金の一部を市が補助してはどうか。	近隣の市町村と比べると高いことは承知していますが、民設クラブがほとんどのため、難しい状況です。また、青少年の家がない地域もあり、青少年の家の廃止を理由に利用料金を補助することは難しいと考えます。
鴨 居	7月22日 14時	放課後児童対策	放課後子ども教室の開設時間を、もう少し遅くまで伸ばせないか。	学校の施設を利用していることから教職員の勤務時間を考慮し、16時30分までとさせていただきます。
鴨 居	7月22日 14時	放課後児童対策	放課後子ども教室は、一度家に帰らないと利用できないのか。	家に帰らずに、学校帰りにそのまま利用できます。なお、入退室はQRコードを使って行います。入退室が記録されますと、登録されたメールアドレスへリアルタイムにメールが送られます。
鴨 居	7月22日 14時	放課後児童対策	学校がない時間にこそ子どもが安心して過ごせるスペースがほしい。	—
鴨 居	7月22日 14時	放課後児童対策	放課後子ども教室のスタッフはどのような方が担って何人か。	資格要件はありません。現在は会計年度任用職員と地域のボランティアの4名程度で対応する想定です。
衣 笠	7月23日 10時	放課後児童対策	放課後子ども教室では時間が繰り上げになってしまうので、時間を延ばすなど柔軟な対応がとれないか。	学校の施設を利用していることから教職員の勤務時間を考慮し、16時30分までとさせていただきます。
衣 笠	7月23日 10時	放課後児童対策	放課後児童クラブは、月額利用料のところが多く、月数回の利用では使いにくい。	民設クラブを中心にやってきたため、スポットでの利用が可能なクラブもありますが、地域によってはないところもあります。公設ではないため、すぐに対応できると言えない状況です。

衣 笠	7月23日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室が16時までということであれば、放課後児童クラブから学校へ職員を派遣して延長するなどの環境を整備して対応できないか。	放課後児童クラブのほとんどが民設であること、また、放課後子ども教室は外出口がない学校の教室を借りているため、対応が難しい状況です。
衣 笠	7月23日 10時	放課後児童 対策	共働きで子育てする家庭のことを考えて、18時くらいまで預けられるような方法をすぐには無理でも考えて欲しい。	いろいろなご意見をいただいております。留守家庭児童については、学童が使いやすくなる仕組みを考えていきたいと思っているので、ご意見を参考に検討させていただきます。
衣 笠	7月23日 10時	青少年の家 について	強固な耐震工事をして、子どもたちが長く使えるような施設を残してもらいたい。	耐震基準が変わり、耐震補強が必要になっています。また、市の人口が43万人から37万人と減っており、さらに20年後は30万人程度になると推測され、これまで通りの施設数を維持していくことは難しく、人口規模にあった施設を配置し、その数で使いやすい形を検討しています。
衣 笠	7月23日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室は、学校を使うということだが、教職員に影響はないのか。	放課後子ども教室は、学校の場所を借りて、市の会計年度任用職員を置き、地域のボランティアの協力をいただきながら、運営します。
衣 笠	7月23日 10時	その他	子どもよりも高齢者の利用が多いのに、前回も、今回も市の高齢者の担当者が来ていないは理解できない。	青少年の家の利用者の割合を分析しましたが、一番多いのが小学生、次に高齢者を含む一般の大人の方の利用が多い状況です。軽運動をしている方が多いことから、一定のスペースが確保できる場所について検討し、はまゆう会館の展示ギャラリーを卓球などができる場に見直しさせていただきました。また、衣笠のコミュニティセンターも、高齢者の方にも気軽に使っていただける居場所スペースを設け、高齢者だけでなく、いろいろな世代の方が集まってもらいたいと思い見直しました。廃止となる青少年の家とイコールではありませんが、皆さんの声を聴いて、できるだけ活動が損なわれないようにしていきたいと考えており、ご理解いただきたいと思います。
衣 笠	7月23日 10時	放課後児童 対策	小学校に放課後児童クラブがあるということはあるか。小学校の中に学童を作るという方向で考えているのか。	小学校は46校あり、学校内にある放課後児童クラブは約30クラブです。衣笠小は学校の中にあり、城北小はスペースがなく学校外にあります。池上小は学校の中になく学校外に2クラブあります。学校外の放課後児童クラブが学校内に入ってきている流れではありますが、1階にスペースが取れないことが多く、新たに学校内に移るのは難しい状況です。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	利用者の高齢化で場所を変えたら集まれない。衣笠コミュニティセンターは会場が取れない。ここを廃止して借りられるのか。	今まで使っていなかった部屋を新たに貸室として増やし、予約が取りにくい状況を緩和できないかと考えています。

衣 笠	7月23日 10時	個人利用(居 場所機能)	衣笠のコミュニティセンターを上がっていくと甲冑が飾ってあるが、配置を変更すれば、休憩スペースが作れると思うので、使用方法を変えて欲しい。	今後の検討の参考とさせていただきます。
衣 笠	7月23日 10時	青少年の家 について	平らで駅に近く利便性がよく高齢者も集まれるこの施設を残して欲しい。	近くの公共施設を工夫して使いやすい場所・機能となるように対応・検討していきたいと考えています。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	ピアノのある部屋が少なく、いつも当たらない。当たらないときは他の施設で高いお金を払って使っている。利用料を取ることも自体もいいことではない。	使っていない方もいる中、使っている方には一定の負担をしていただくというのが、公平性からも市の基本的な考え方なのでご理解いただきたいと思えます。
衣 笠	7月23日 10時	FM戦略プラン	青少年の家はすべて廃止となるのか。	今回廃止する6施設と、コミュニティセンター一体化に伴い北下浦が3月で廃止となります。森崎は令和7年度末、大楠は令和7年度中の廃止予定です。青少年会館と逸見、大津は廃止が決まっていません。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	はまゆう会館予約は、総合福祉会館のようなカードで申し込むのか。	はまゆう会館は、総合福祉会館やコミュニティセンターが使っている公共施設予約システムとは異なります。まずはご希望日時と施設の空き状況をご確認ください。指定管理者が独自に設けているホームページをご覧ください。もしくは、はまゆう会館にお電話いただければ空き状況がわかります。ご確認後に、仮予約を行ってください。仮予約後、1週間以内にご来館いただき、申請手続きとお支払いをお願いします。この際にお支払いいただく料金は施設使用料金の全額または予約金(3割)になります。使用許可書を発行しますので、利用日当日に必ずお持ちいただき、ご提示ください。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	使いやすく、多くのところでないと、団体は使えなくて継続できなくなるという視点で考えて欲しい。	はまゆう会館や衣笠コミュニティセンターの利用方法を見直すので、ご利用いただきたいと思えます。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	音楽室のある施設がほとんどない。特別防音になっている施設がいくつあるのか。	防音性には差がありますが、コミュニティセンター7か所、生涯学習センター、勤労福祉会館、総合福祉会館、青少年会館の計11か所に音楽室があります。
衣 笠	7月23日 10時	その他	ただ意見を聞いているだけになっている。みんなの意見を聞いてまとめているだけになっている。地の利の良いところは残すという回答が欲しい。	ご意見として受け止めさせていただきます。
衣 笠	7月23日 10時	団体利用	予約がとれないので、それも含めて活動ができるように検討して欲しい。	ご意見をいただいているので、いくつか新しい使い方を準備させていただいていますが、今後の予約率等も把握していきたいと考えています。

衣笠	7月23日 10時	その他	たくさんの意見が出て、本当に準備不足である。利用者の声を聴かずに決めてしまっていて、子どもたちのことを考えていない。1年や2年、延長してもよいと思う。	大きな意味で準備不足ではという意見については、受け止めなければいけないと思っています。昨年、衣笠地区においては、利用者向けの説明会2回、連合町内会への説明、そして意見箱の設置を行ってきました。そうした場でいただいた意見を踏まえ、今回、新たな受け止め先について提案させていただきました。それが十分でなかったとのご意見もいただきましたので、工夫して今後の施設の再編に活かしていきたいと考えています。
衣笠	7月23日 10時	青少年の家 について	坂本青少年の家は建物撤去のはずだが、建物改修に変わったのか。	現在の青少年の家の施設を坂本コミュニティセンターに改修することは、昨年の説明会時点と変わっていません。
衣笠	7月23日 10時	その他	避難所になっていて、災害の規模にもよるが建物があれば大いに役立つ。それでも廃止ありきで潰してよいのか。	ご意見として受け止めさせていただきます。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	放課後児童クラブを夏休みだけ利用できるようにして欲しい。久里浜小や明浜小にも作って欲しい。	夏休みだけ受け入れる可能性があるクラブは、定員に空きがあるクラブとなりますが、久里浜地区は利用者が定員に近いクラブが多い状況です。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	放課後児童クラブ自体、入れない。	空きのあるクラブもありますが、希望のクラブに入れない状況もあるので、クラブ数を増やすことを検討していきます。
久里浜	7月23日 14時	廃止後の跡 地	廃止による建物の撤去は4月か。跡地の利用はどうなるのか。	建物の撤去時期や、売却等の明確な方向性は現時点で決まっていません。
久里浜	7月23日 14時	団体利用	花の国プールの軽運動用貸室の予約方法は、どのような形態か。	全日、個人利用のみを想定していましたが、例えば、時間帯によって特定の団体が占有することができないか検討します。
久里浜	7月23日 14時	進め方につ いて	有料化はいつからか。条例改正が必要であると思うが。	利用料金を設定する場合は、条例に規定するので、今のところ12月の議会での条例改正を検討しています。
久里浜	7月23日 14時	個人利用(居 場所機能)	団体に属さず、自分が行けるときに利用しているが、今後は団体の利用しできないのか。フリーで個人で利用はできないのか。チームに属していない人が使える場所なのか。	全日、個人利用のみを想定していましたが、例えば、時間帯によって特定の団体が占有することができないか検討します。
久里浜	7月23日 14時	団体利用	現在、チームも個人もうまくやっている。団体で予約して使っている人も複数おり、予約して使える仕組みはぜひ考えてほしい。	全日、個人利用のみを想定していましたが、例えば、時間帯によって特定の団体が占有することができないか検討します。
久里浜	7月23日 14時	団体利用	花の国プールでの利用方法の見直し(軽運動用貸室)は決定か。	正確には決定ではなく、9月議会で決定する予定です。
久里浜	7月23日 14時	進め方につ いて	施設を壊すことは決定しているのか。	解体するにしても予算が必要で、議会の議決を経てからとなります。

久里浜	7月23日 14時	団体利用	花の国プールの団体利用(軽運動用貸室)の金額だが、体育館くらいか。	利用料金については議会の議決を経てからとなりますが、他の体育会館の体育室の利用料金に準じた金額を想定しています。
久里浜	7月23日 14時	その他	花の国プールの駐車場は、すぐ満杯になってしまうので、隣の有料駐車場も含めて花の国プールの駐車場にならないか。	隣接のくりはま花の国公園駐車場は、プールとは別の事業者が運営しています。現在、公園駐車場は、運営事業者の厚意により、プール利用者の半額利用が可能となっていますが、無料にすることは難しい状況です。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	青少年の家は、誰でも自由に入れるところという認識でよいか。小学生が遊びに来るところ、ちょっと時間があるときに遊ぶ場所だと思う。放課後子ども教室と放課後児童クラブも手続きが必要になると思うが、子どもが気軽に遊びに行ける場所ではないということか。	放課後子ども教室は、ちょっと時間があるときに遊びに行く場所ではありませんが、学校の中にあるので、基本的にランドセルを家に置かずに利用できます。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	家で時間がある子どもが、誰かいるかもしれないと遊びに行こうとする場がなくなるということか。	そのような形で利用できる場所は減ってしまいます。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	放課後子ども教室は定員がないのか。ボランティアは足りるのか。	定員はなく、市の会計年度任用職員を配置したうえで地域のボランティアの方にご協力をお願いする予定です。
久里浜	7月23日 14時	個人利用(居 場所機能)	花の国プールには、居場所機能がないのか。	2階にお使いいただける和室があります。今回、改修はしませんが、引き続きご利用いただけます。 なお、ご利用の際は1階事務室で受付を行ってください。
久里浜	7月23日 14時	団体利用	花の国プールの軽運動用貸室について、団体利用か、個人利用かについて早めに方針を出してほしい。	使い方等について方針が出た段階で、皆さんに必ずお伝えします。
久里浜	7月23日 14時	その他	コミュニティセンターの有料化の説明会で、実施したことを検証して発表してくれと言ったが、未だに説明がない。	青少年の家の廃止にあたっては、やり放しではなく、結果を確認・検証して、どういう効果があったか、問題点はなかったのか確認していきたいと思えます。
久里浜	7月23日 14時	団体利用	花の国プールの50畳の部屋を半分に区切って、半分は団体使用、半分は個人使用する考えはないか。	全日、個人利用のみを想定していましたが、例えば、時間帯によって特定の団体が占有することができないか検討します。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	放課後児童クラブの利用料は13,000円となっているが、近隣に明浜と久里浜と神明があるが、すべて同じか。	クラブによって金額が異なり、平均すると13,000円くらいになります。久里浜は比較的高い傾向があります。
久里浜	7月23日 14時	放課後児童 対策	長期休暇のときに放課後子ども教室がやっていないなら、夏休みに子どもたちが行くところは無いということか。暑い中、外で遊ばせるわけにもいかないし、涼める場所、室内で遊べる場所を作って欲しい。	その点は、居場所機能で代替していきたいと考えています。

追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室は本当に開設できるのか。追浜小では懸念している。スタッフは集まっているか。	令和6年4月までに放課後子ども教室を開設する小学校17校の中には、今回廃止となる青少年の家の近隣小学校12校も含まれています。市の会計年度任用職員とボランティアで運営します。これからスタッフを募集する学校が多く、現時点では集まっていないところもあります。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室は何人のスタッフで対応するのか。	資格要件はありません。現在は市の会計年度任用職員と地域のボランティアの4名程度で対応する想定です。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	青少年の家では、子どもたちは体育室で卓球をしている。放課後子ども教室でも卓球はできるのか。	条件が揃わない限り卓球は難しいと考えています。小学生の遊び方は様々であり、必ずしも卓球が必要ということではないと考えています。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室では、学校の体育館は利用できるのか。	基本的には、校庭と教室となります。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室を利用するには登録が必要か。	必要です。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室では、放課後児童クラブのように、行事を行うのか。	放課後子ども教室は基本的には居場所の提供ですが、ボランティアの協力も得ながら、体験活動など実施可能なものがあれば提供したいと考えています。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	放課後子ども教室は休日には行っていない。休日の受け皿はどうなっているか。	休日であれば平日よりも移動可能な範囲が広がると思いますので、コミュニティセンターや図書館などが受け皿になると考えています。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童 対策	休日、子どもはどうすればいいのか。	追浜地区であれば、追浜コミュニティセンターの居場所機能等を利用していただきたいと考えています。
追 浜	7月30日 10時	個人利用(居 場所機能)	青少年はどうすればいいのか。	青少年であれば、行動範囲も広いので、コミュニティセンターや体育会館、図書館などの利用が考えられます。
追 浜	7月30日 10時	個人利用(居 場所機能)	追浜コミュニティセンター北館の居場所で卓球はできないのか。	検討しましたが、下階の図書室に音が響くことが判明しましたので、卓球台は設置しないこととしました。
追 浜	7月30日 10時	個人利用(居 場所機能)	北体育会館では月に2回、個人開放があり、その時に卓球を行っている。平日等もう少し個人開放の機会を増やせないか。	横須賀市の体育会館の競技場・体育室は、「専用使用」の予約がない場合、個人(ご家族やご友人同士など)でお使いいただけます。個人使用が可能かどうかは、利用当日、各施設に電話でお問い合わせください。

追 浜	7月30日 10時	廃止後の跡地	廃止後、建物を撤去することだが、衣笠青少年の家も撤去するのか。また、撤去後、隣接する公園と一体的に使わないのか。マンションなどが建設された場合は周辺環境が悪化するのではないのか。	衣笠青少年の家と隣接する公園は敷地が分かれています。現時点では、具体的な跡地利用として決定しているものがないため、仮定での質問にはお答えできません。なお、現時点では新たに公共施設を建てる予定はありません。
追 浜	7月30日 10時	進め方について	放課後児童クラブには、青少年の家の廃止の動きについて説明しているのか。	放課後児童クラブには青少年の家の廃止についてではなく、放課後子ども教室の開設の際に話をしています。
追 浜	7月30日 10時	進め方について	この説明会の結果を知りたい場合、どこを見ればわかるか。	青少年の家とFM推進課のホームページに掲載します。また、青少年の家にも掲出します。
追 浜	7月30日 10時	放課後児童対策	追浜小では、放課後子ども教室の設置に向けて、特段動きがないと聞いている。どのような話をしているのか。スタッフは集まっているのか。	学校とは話をしていますが内容は公開していません。学校単位ではありませんがスタッフは募集しています。
追 浜	7月30日 10時	その他	公共施設を考える上で、アクセスしやすい街、移動と交通についても考慮していただきたい。	—
坂 本	7月30日 14時	青少年の家について	坂本青少年の家の改修は、どれくらい期間がかかるのか。	3月31日以降に整理をして入札等となるため、半年くらいは難しいと考えています。しかし、その間は、坂本コミュニティセンターはそのまま開館し、こちらがオープンするまで使えるようにします。
坂 本	7月30日 14時	その他	・風水避難所であること、・移転により現在のコミュニティセンター機能が失われる、・利用率は高い、・機能喪失により利用の大幅な減、・耐震基準を満たしていても古い施設は廃止、・改修しても利用減により財政を圧迫、の6点により、坂本コミュニティセンターの移転は認められない。	—
坂 本	7月30日 14時	その他	坂本コミュニティセンターの避難所指定を解除するのはおかしい。	レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)に指定されている区域があり、そこを通過しての避難は危険と判断したため、優先的に開設される風水害時避難所として運用していません。
坂 本	7月30日 14時	その他	崖崩れの危険があるとすれば、逆に道路が崩れないように補修するのが行政の仕事ではないか。	—
坂 本	7月30日 14時	団体利用	コミュニティセンターの閉鎖により、利用が集中する可能性があるが賄いされるのか。	施設の統合により、競合することは多くなると思いますが、終日、1時間単位の時間貸しに変わるということで、団体での利用時間のコマ数としては増えます。ご不便をおかけしますが、併せて他のコミュニティセンターの利用も検討していただければと思います。

坂本	7月30日 14時	進め方について	説明会について、どのように周知したのか。広報よこすかに出していないのではないか。町内会の回覧や地域の掲示板もなかった。コミュニティセンターで周知したのか。青少年の家にだけ掲示したのか。	廃止予定の青少年の家に掲示するとともに、広報よこすかとホームページに掲載しました。
坂本	7月30日 14時	進め方について	青少年の家の廃止については議会で議決されていないことから、決定しているとは言えないのではないかと。	そのとおりです。議会には廃止の方向で進めますという報告を行っています。なお、廃止のための議案は令和5年9月の議会に上程する予定です。
坂本	7月30日 14時	進め方について	移転に伴う改修工事が約半年くらいかかるというが、統廃合は決まっているのだから、実際に使えるのは半年先では責任がなさ過ぎる。少しでも早くしていただきたい。	改修については、現在、どの部分を直していくか精査しており、来年度予算に改修費用を計上させていただき、業者に発注する手順を考えています。ご不便をかける期間が生じるというのはその通りなので、なるべくその期間を短くしていきたいと考えています。
坂本	7月30日 14時	進め方について	工事が始まるまでの間、坂本青少年の家を使うことはできないのか。	青少年の家を今年度末で廃止させていただく予定で、どこかの時点で切り替えるという形を取らざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。
坂本	7月30日 14時	団体利用	工事に半年くらいかかるということを、利用団体には伝えたのか。	内容によって期間も変わるため、具体的な期間が決まったあとにお知らせすることを考えています。
坂本	7月30日 14時	進め方について	コミュニティセンターの説明会はコミュニティセンター利用者が圧倒的に多かった。特定の方の利用が多い施設なので、利用者に説明する必要がある。	案内のチラシを施設に掲示し、説明会の資料と当日のご意見・回答を施設に置きました。
坂本	7月30日 14時	団体利用	利用している団体の意見が全然聞かれていない。使っている人の話は関係ないのか。	—
坂本	7月30日 14時	進め方について	広報よこすかを確認したが、日にちが書いていない。	紙面の都合上、今回の説明会の開催案内に割けるスペースが小さく、日時までを記載することができませんでした。なお、ホームページには、日時も掲載しています。
坂本	7月30日 14時	その他	掲示された意見だが、都合のいいような返答をしている。カットされている。説明会をやった正しい結果を載せて欲しい。説明会の内容を正確に文書にしていきたい。	一言一句ではなく、ある程度、類型化したものとしています。
坂本	7月30日 14時	その他	駐車場が停められない。このような状況で移転をすると利用は減らないか。増えると思うか。	坂本青少年の家は平地にあり、バス停にも近いという立地なので必ずしも減る要素だけではないと思います。交通の便は確実によいため減ることばかりではないと考えています。
坂本	7月30日 14時	その他	坂本コミュニティセンターが移転することで、利用が増えると思っているのか。	減る要素もあると思いますが、交通の便の良さもあって増える部分もあると考えています。

坂本	7月30日 14時	その他	坂本青少年の家は部屋が狭い。また逸見コミュニティセンターに比べて定員も少ない。有料化のときに、面積比で料金を決めると言っていた。	集会室兼体育室の料金は面積だけでなく、空調の有無によっても異なりますが、どのコミュニティセンターも共通の基準で設定しています。
坂本	7月30日 14時	その他	コミュニティセンターの料金設定の基準を見直すことはないのか。	当面、この基準でやっていくことを考えています。
坂本	7月30日 14時	団体利用	「利用方法等の見直しを行う施設」は、いつ頃から使えるのか？	早いものは4月から使えるように考えています。工事等が必要な施設もあるので、決まり次第、施設やホームページ等でご案内させていただきたいと考えています。
坂本	7月30日 14時	進め方について	改修工事のことは初めて聞いた。コミュニティセンターに継続と聞いていたので、使えない時期があるのを知らなかった。情報はどこを見ればよいか。どこから発信するのか。	青少年の家に掲示するとともにホームページにも掲載します。
坂本	7月30日 14時	団体利用	工事や利用できない期間等について、利用団体に連絡する必要があると思う。	—
坂本	7月30日 14時	廃止後の跡地	坂本コミュニティセンターの駐車場が生活道路になっている、また、跡地利用の問題があるが方針等何か決まったのか。	跡地利用については、現時点で未定です。
坂本	7月30日 14時	進め方について	どのような工事を想定しているのか。	もっと快適にお使いいただけるように思っており、年数が経っているので修繕等を考えています。
坂本	7月30日 14時	進め方について	工期はどうなるのか。	改修の内容によって入札にもなりますが、その内容により工期も変わってきます。

お問い合わせ先

(青少年の家について) 青少年会館 046-823-7630

(FM戦略プランについて) FM推進課 046-822-9617